



神奈川県  
企業庁

令和5年度

# 企業庁事務事業の概要

---

令和5年6月



# 目 次

ページ

<b>I</b>	企業庁の概況	
1	企業庁の概況	1
2	企業庁における事業設置の推移	2
<b>II</b>	企業庁機構の概要	
1	企業庁組織図（機構と幹部職員一覧表）	3
2	企業庁職員配置表	4
3	企業庁の事務分掌	5
(1)	総務室	5
(2)	財務部	5
(3)	水道部	6
(4)	利水電気部	7
4	企業庁の附属機関	14
<b>III</b>	企業庁予算の概要	
1	令和5年度公営企業会計当初予算の概要	15
2	当初予算額総括表	16
<b>IV</b>	企業庁事業の概要	
1	水道事業	17
(1)	経営の目標	17
(2)	現有施設の概況	17
(3)	水道営業所の所管区域等	19
(4)	令和5年度当初予算の概要	21
(5)	令和5年度水道事業主要事業体系図	23
(6)	主な事業の概要	24
2	電気事業	30
(1)	経営の目標	30
(2)	現有施設の概況	30
(3)	令和5年度当初予算の概要	33
(4)	令和5年度電気事業主要事業体系図	35
(5)	主な事業の概要	36
3	公営企業資金等運用事業	39
(1)	経営の目標	39
(2)	地域振興施設の概況	40
(3)	令和5年度当初予算の概要	41
(4)	主な事業の概要	41

4	相模川総合開発共同事業	42
(1)	経営の目標	42
(2)	現有施設の概況	43
(3)	令和5年度当初予算の概要	44
(4)	主な事業の概要	44
5	酒匂川総合開発事業	45
(1)	経営の目標	45
(2)	現有施設の概況	45
(3)	令和5年度当初予算の概要	46
(4)	主な事業の概要	46

# I 企業庁の概況



## 1 企業庁の概況

企業庁は、昭和27年10月1日の地方公営企業法の施行に伴い、当時本県が実施していた県営水道事業（湘南地区）及び県営相模原水道事業を水道事業として、相模川河水統制事業を電気事業として、これらの事業を総合的に運営するために発足した。

その後、経済の発展や県民生活の向上に伴い逐次事業の拡大を図り、現在では、水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の5事業を独立採算制のもとに運営している。

### 水道事業

水道事業は、湘南、県央、県北及び箱根地区など12市6町を給水区域とし、284万余人に給水する広域的な事業を経営している。

安全で良質な水を安定的に供給するため、長期的な視点に立って、水道施設の更新や維持管理に取り組むこととし、年間の管路更新率を1%以上にすることを目標に掲げて管路更新のスピードアップを図るほか、災害等に強い水道づくりのため、浄水場や配水池、重要給水拠点への供給管路等の耐震化を計画的に進めている。

### 電気事業

電気事業は、「水力発電」と「水の供給」を目的として、昭和13年に相模川河水統制事業を発足させ、相模ダム、沼本ダムを築造した。現在では、同ダムの管理を始め、県内の主な河川である相模川、酒匂川及び早川の各水系において、相模発電所など14か所の水力発電所を運転しており、その最大出力は、合計35万4,761キロワットである。中でも、公営電気事業者では唯一、揚水式発電所である城山発電所を有している。

また、「再生可能エネルギー導入の推進」を目的として、谷ヶ原太陽光発電所及び愛川太陽光発電所を運転しており、その最大出力は、合計2,896キロワットである。

その他、神奈川県（水道事業）、横浜市及び川崎市に水道用原水を供給するとともに、相模貯水池の上流域の災害防止と有効貯水容量の維持を図るため、相模貯水池堆砂対策事業として、しゅんせつ等の対策を行っている。

### 公営企業資金等運用事業

公営企業資金等運用事業は、県公営企業の剰余金により設置され、一般会計、他の特別会計等に対し資金の長期貸付を行っている。

また、多様化する県民ニーズに応えるため、地域振興施設としての駐車場、スポーツ施設、多目的ビル等の運営や整備を行う地域振興事業のほか、土地、建物等の資産運用及び公営企業の開発調査を行っている。

### 相模川総合開発共同事業

相模川総合開発共同事業は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市が共同事業として建設した城山ダム、寒川取水施設、串川取水施設等の維持管理及び取水量の管理を企業庁が共同事業者から委託を受けて行うとともに、共同事業者に水道用原水の分水を行っている。

また、「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例」に基づいて津久井湖等の管理事務を行っている。

## 酒匂川総合開発事業

酒匂川総合開発事業は、神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社から委託を受けて企業庁が建設した三保ダムの維持管理を企業庁が神奈川県から委任を受けて行うとともに、三保ダム下流河川の流量を確保し、また、飯泉取水堰で取水する神奈川県内広域水道企業団の水道用原水を確保している。

また、「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例」に基づいて丹沢湖等の管理事務を行っている。

## 2 企業庁における事業設置の推移

企業庁における事業設置の推移は、次表のとおりである。

企業庁における事業設置の推移

事業名	地方公営企業法適用の種類	施行または適用年月日	備考
水道事業	当然適用事業 (第2条第1項)	昭和 年 月 日 27. 10. 1	
電気事業	〃	27. 10. 1	
川崎臨海工業地帯造成事業	任意全部適用事業 (第2条第3項)	30. 10. 10	造成面積444万5,771㎡ 昭和39年3月31日完了
扇島埋立事業	〃	32. 10. 1	造成面積141万3,506㎡ 昭和38年3月31日完了
公営企業資金等運用事業	〃	33. 4. 1	
相模川第2次河水統制事業	〃	33. 4. 1	相模川総合開発共同事業の発足により昭和36年3月31日で廃止
相模川総合開発共同事業	〃	36. 4. 1	
内陸工業地帯土地造成事業	〃	36. 10. 1	造成面積299万225㎡ 昭和47年3月31日完了
相模川高度利用事業	〃	41. 4. 1	昭和47年3月31日完了
酒匂川総合開発事業	〃	44. 4. 1	
扇島埋立事業	〃	46. 4. 1	造成面積85万9,005㎡ 昭和49年3月31日完了
土地造成事業	〃	平成 3. 4. 1	造成面積37万3,608㎡ 平成11年3月31日完了



## Ⅱ 企業庁機構の概要

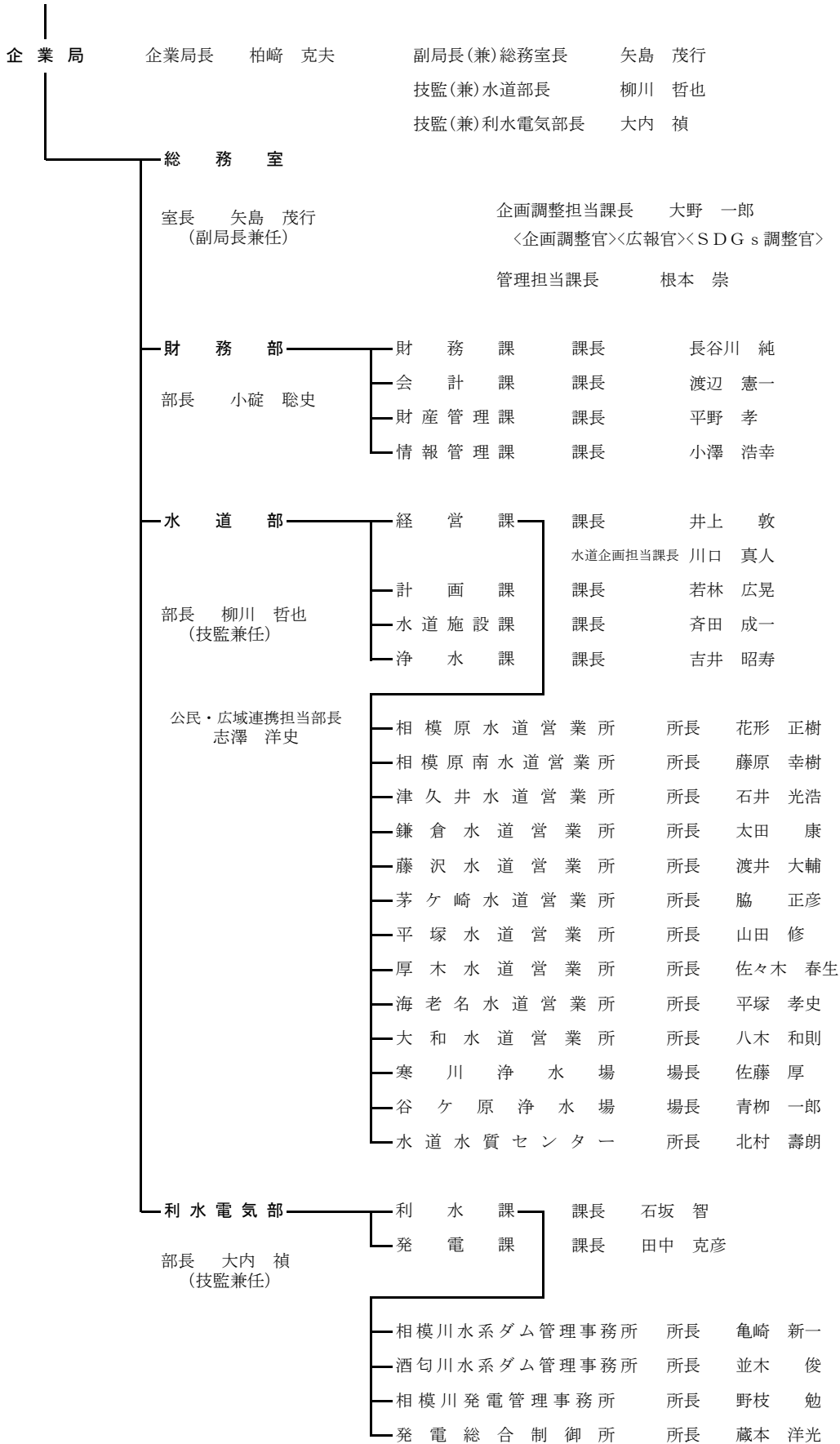


# 1 企業庁組織図（機構と幹部職員一覧表）

令和5年6月1日現在

公営企業管理者  
企業庁長

高澤 幸夫



## 2 企業庁職員配置表

令和5年6月1日現在  
(単位 人)

所 属 等		職員数	所 属 等		職員数
企 業 局 長		1	出 先 機 関	相 模 原 水 道 営 業 所	34 (2)
副 局 長		1		相 模 原 南 水 道 営 業 所	29 (1)
総 務 室		24		津 久 井 水 道 営 業 所	22 (1)
財 務 部	財 務 部 長	1		鎌 倉 水 道 営 業 所	42 (5)
	財 務 課	13		藤 沢 水 道 営 業 所	42 (3)
	会 計 課	14 (1)		茅 ヶ 崎 水 道 営 業 所	27 (6)
	財 産 管 理 課	16		平 塚 水 道 営 業 所	37 (1)
	情 報 管 理 課	18		厚 木 水 道 営 業 所	43 (2)
	計	62 (1)		海 老 名 水 道 営 業 所	29 (6)
水 道 部	水 道 部 長	1		大 和 水 道 営 業 所	26 (2)
	公 民 ・ 広 域 連 携 担 当 部 長	1		寒 川 浄 水 場	110 (6)
	経 営 課	27		谷 ヶ 原 浄 水 場	61 (3)
	計 画 課	17		水 道 水 質 セ ン タ ー	20
	水 道 施 設 課	34		相 模 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	95 (3)
	浄 水 課	17		酒 匂 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	51 (4)
	計	97		相 模 川 発 電 管 理 事 務 所	33 (1)
利 水 電 気 部	利 水 電 気 部 長	1		発 電 総 合 制 御 所	21
	利 水 課	18			
	発 電 課	11			
	計	30			
本 庁 機 関 計		215 (1)	出 先 機 関 計		722 (46)
			合 計		937 (47)

注 ( ) 内数字は再任用職員を内数で示す。

### 3 企業庁の事務分掌

#### (1) 総務室

- ア 条例、規則、規程等に関すること。
- イ 公印に関すること。
- ウ 文書の受領、発送、記録、編さん及び保存に関すること。
- エ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関すること。
- オ 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の施行に関すること。
- カ 労働協約に関すること。
- キ 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- ク 職員の表彰及びほう賞に関すること。
- ケ 組織及び職員の定数に関すること。
- コ 職員の考査に関すること。
- サ 職員の賠償責任に関すること。
- シ 職員の給与、旅費、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- ス 職員の研修に関すること。
- セ 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- ソ 企業庁の危機管理及び災害対策に関すること。
- タ 関係団体との連絡調整に関すること。
- チ 企業庁の事業経営改善に係る計画及び調整に関すること。
- ツ 事務事業の企画及び調整に関すること。
- テ 公営企業の開発調査（水資源に関することを除く。）に関すること。
- ト 重要施策の審議、調整及び進行管理に関すること。
- ナ 業務の改善に関すること。
- ニ 企業庁の広報広聴活動の総合的企画及び調整に関すること。
- ヌ 一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスに関すること。
- ネ その他庁内他課の主管に属しないこと。

#### (2) 財務部

##### 財務課

- ア 業務状況の公表に関すること。
- イ 資金計画その他財政計画に関すること。
- ウ 予算の原案の作成及び経理に関すること。
- エ 決算に関すること。
- オ 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- カ 経理の指導及び調整に関すること。
- キ 公営企業資金等運用事業に関すること（企業局財務部財産管理課の所管に係るものを除く。）。
- ク 企業債及び一時借入金に関すること。
- ケ 県議会との連絡に関すること。
- コ その他財務に関する事務の総括に関すること。

## 会 計 課

- ア 予算の執行に関すること。
- イ 金融機関に関すること。
- ウ 金銭出納に関すること。
- エ 競争入札の参加者の資格に関すること。
- オ 工事請負業者並びに委託業者及び物品等の購入業者の調査選定に関すること。

## 財 産 管 理 課

- ア 固定資産及びたな卸資産に関する事務の総括に関すること。
- イ 固定資産の減価償却及び評価に関すること。
- ウ 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。
- エ 貯蔵品に関する事務の総括及び総合調整に関すること。
- オ 貯蔵品の取得、管理及び処分に関すること。
- カ 建築工事（管理者が別に定めるものを除く。）に関すること。
- キ 電気設備工事（管理者が別に定めるものに限る。）に関すること。
- ク 神奈川臨海鉄道株式会社に関すること。
- ケ 本庁の所管に属する損失補償に関すること（企業局利水電気部利水課の所管に係るものを除く。）。
- コ 土地収用法（昭和26年法律第219号）及び公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）に係る事務に関すること。
- サ 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること（神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所及び神奈川県企業庁相模川発電管理事務所の所管に係るものを除く。）。
- シ 公営企業資金等運用事業のうち地域振興施設等整備事業に関すること。

## 情 報 管 理 課

- ア 情報化の企画及び推進に関すること。
- イ 情報システムに係る調査、研究及び開発に関すること。
- ウ 情報システムの管理及び運用に関すること。

## (3) 水 道 部

### 経 営 課

- ア 水道事業の次に掲げる事項に関すること。
  - (ア) 事業経営の計画及び調整に関すること。
  - (イ) 水道料金及び水道利用加入金に関すること。
  - (ウ) 業務の指導及び調整に関すること。
  - (エ) 固定資産のうち量水器の取得、移転、管理及び処分に関すること。
- イ 公共下水道使用料の総括及びその徴収事務の指導に関すること。
- ウ 企業局水道部の所管事業の企画及び調整に関すること。
- エ 企業局水道部の広報広聴活動に関すること。
- オ 水道営業所、浄水場及び水道水質センターに関すること。
- カ その他企業局水道部内他課の主管に属しないこと。

## 計 画 課

- ア 水道事業の次に掲げる事項に関すること。
  - (ア) 水道法（昭和32年法律第177号）に係る認可の申請等に関すること。
  - (イ) 河川法（昭和39年法律第167号）に係る許可の申請等に関すること（神奈川県水道（寒川創設）、神奈川県水道谷ヶ原及び神奈川県水道（早戸川）の水利使用に係るものに限る。）。
  - (ウ) 水需要予測、供給計画及び水運用計画（分水及び受水に関するものを含む。）に関すること。
  - (エ) 水道施設の整備計画に関すること。
- イ 工事等の単価及び歩掛並びに技術指針、基準等に関すること。
- ウ 工事等の検査に関すること。

## 水 道 施 設 課

- 水道事業の次に掲げる事項に関すること。
  - ア 送配水施設の運営指導及び維持管理に関すること（企業局水道部浄水課の所管に係るものを除く。）。
  - イ 送配水管工事及び給水装置工事の技術指導に関すること。
  - ウ 給水装置工事事業者に関すること。
  - エ 大口径老朽管リフレッシュ事業等に係る実施計画、設計及び施行に関すること。
  - オ 漏水の調査及び分析に関すること。

## 浄 水 課

- ア 送配水施設の運営指導及び維持管理に関すること（電気機械設備に係るものに限る。）。
- イ 浄水及び水質に係る企画及び調整に関すること。
- ウ 公民連携の推進に係る企画及び調整に関すること。
- エ 取水施設、浄水施設及び水質検査施設の運営指導に関すること。
- オ 自家用電気工作物の運営指導に関すること。
- カ 法令に基づく電気及び機械施設の業務に関すること。
- キ 水道事業に係る水源かん養林に関すること。
- ク その他浄水及び水質に関すること。

## (4) 利 水 電 気 部

### 利 水 課

- ア 電気事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の次に掲げる事項に関すること。
  - (ア) 水の供給及び水運用に関すること。
  - (イ) ダム、貯水池、取水施設、水路等に係る計画及び調整に関すること。
  - (ウ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に係る許可、認可の申請等に関すること（ダム、貯水池、取水施設、水路等に係るものに限る。）。
  - (エ) 河川法に係る許可の申請等に関すること（企業局水道部計画課及び企業局利水電気部発電課の所管に係るものを除く。）。
  - (オ) 損失補償に関すること。

- (カ) 電気事業に係る水源かん養林に関する事。
- イ 企業局利水電気部の所管事業の企画及び調整に関する事。
- ウ 企業局利水電気部の広報広聴活動に関する事。
- エ ダム管理事務所、相模川発電管理事務所及び発電総合制御所に関する事。
- オ 相模川水系の水の総合運用に係る調整に関する事。
- カ 水資源の開発調査に関する事。
- キ 利水に関する調査及び研究に関する事。
- ク その他企業局利水電気部内他課の主管に属しない事。

## 発 電 課

電気事業の次に掲げる事項に関する事。

- ア 企画、調査研究及び調整に関する事。
- イ 電気事業法に係る許可、認可の申請等に関する事（企業局利水電気部利水課の所管に係るものを除く。）。
- ウ 河川法に係る許可の申請等に関する事（発電の水利使用に係るものに限る。）。
- エ 発電設備の計画及び調整に関する事。
- オ 発電設備の保安に関する事。
- カ 発電所の運用に関する事。
- キ 送配電線路及び通信設備に関する事。
- ク 発電事業における電気の供給に関する契約に関する事。
- ケ 早戸川発電所に関する事。
- コ 谷ヶ原太陽光発電所に関する事。
- サ 愛川太陽光発電所に関する事。



< 出先機関 >

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘 二丁目18番56号	1 送水、配水及び給水関係工事の設計及び施行に関する こと。
神奈川県企業庁 相模原南水道営業所	相模原市南区相模大野 六丁目3番1号	2 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管 理及び処分に関すること。
神奈川県企業庁 津久井水道営業所	相模原市緑区中野 252番地の1	3 量水器の移転及び管理に関すること。 4 貯蔵品の管理に関すること。 5 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処 分に関すること。
神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町12番18号	6 量水器の点検及び水道料金、水道利用加入金、手数 料、分担金その他事業収入の徴収に関すること。 7 公共下水道使用料の徴収に関すること。 8 配水池に関すること。 9 給水装置工事事業者に関すること。 10 その他給水業務に関すること。 11 出納に関すること。
神奈川県企業庁 藤沢水道営業所	藤沢市鶴沼石上二丁目 6番1号	12 損失補償に関すること。 13 その他庶務及び経理関係事務に関すること。 14 足柄下郡箱根町の区域内における次に掲げる事項に関する こと。
神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市本村四丁目 5番22号	(1) 水源及び浄水場の運営に関すること。 (2) 送水、配水及び給水に関すること。 (3) ポンプ所に関すること。 (4) 薬品類の取得に関すること。
神奈川県企業庁 平塚水道営業所	平塚市西八幡一丁目 3番1号	(5) 水道施設における水道水質管理の企画及び調整に関する こと。 (6) 水道施設における水質の検査に関すること。
神奈川県企業庁 厚木水道営業所	厚木市水引二丁目 3番1号	※ 但し、14は神奈川県企業庁平塚水道営業所に限る。
神奈川県企業庁 海老名水道営業所	海老名市上郷717番地	
神奈川県企業庁 大和水道営業所	大和市西鶴間三丁目 12番18号	

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 寒川浄水場	高座郡寒川町宮山 4271番地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伊勢原市及び高座郡寒川町の区域内における取水に係る次に掲げる事項に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水源及び浄水場の運営に関する事。</li> <li>(2) 水質の検査（浄水に関するものに限る。）に関する事。</li> </ol> </li> <li>2 平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町並びに中郡大磯町及び二宮町の区域内におけるポンプ所（附帯設備を含む。）に関する事。</li> <li>3 浄水場から配水池までの送水に関する事（神奈川県企業庁平塚水道営業所及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属することを除く。）。</li> <li>4 配水運用に関する事（神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）。</li> <li>5 水道営業所が所管する電気機械設備に関する事（神奈川県企業庁平塚水道営業所の分掌事務に属するものうち足柄下郡箱根町の区域内における事項に関するもの及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）。</li> <li>6 神奈川県企業庁水道水質センターに関する事（神奈川県企業庁水道水質センターの分掌事務に属するものを除く。）。</li> <li>7 水道記念館に関する事。</li> <li>8 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管理及び処分に関する事。</li> <li>9 薬品類の取得及び貯蔵品の管理に関する事。</li> <li>10 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関する事。</li> <li>11 出納に関する事。</li> <li>12 損失補償に関する事。</li> <li>13 その他庶務及び経理関係事務に関する事。</li> </ol>
神奈川県企業庁 谷ヶ原浄水場	相模原市緑区谷ヶ原 二丁目6番1号	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相模原市の区域内における取水に係る次に掲げる事項に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水源及び浄水場の運営に関する事。</li> <li>(2) 水質の検査（浄水に関するものに限る。）に関する事。</li> </ol> </li> <li>2 相模原市及び愛甲郡愛川町の区域内におけるポンプ所（附帯設備を含む。）に関する事。</li> <li>3 谷ヶ原浄水場、落合浄水場、鎌沢浄水場、底沢浄水場、和田浄水場、鳥屋浄水場及び長野浄水場から配水池までの送水に関する事。</li> <li>4 相模原市及び愛甲郡愛川町の区域内における配水運用に関する事。</li> <li>5 神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所及び神奈川県企業庁厚木水道営業所（愛甲郡愛川町の区域内に限る。）の所管する電気機械設備に関する事。</li> <li>6 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管理及び処分に関する事。</li> <li>7 薬品類の取得及び貯蔵品の管理に関する事。</li> <li>8 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関する事。</li> </ol>

名 称	位 置	分 掌 事 務
		9 出納に関すること。 10 損失補償に関すること。 11 その他庶務及び経理関係事務に関すること。
神奈川県企業庁 水道水質センター	高座郡寒川町宮山 4058番地	1 水道水質管理の企画及び調整（神奈川県企業庁平塚水道営業所の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 2 水質の検査（神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 3 水質に関する調査及び研究に関すること。 4 固定資産（量水器を除く。）、貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の管理に関すること。 5 その他庶務に関すること。
神奈川県企業庁 相模川水系ダム管理 事務所  同 寒川取水管理所	相模原市緑区城山 二丁目9番1号  高座郡寒川町宮山 4271番地	1 相模川総合開発共同事業に係る次に掲げる事項に関すること。 (1) 城山ダム、寒川取水施設、串川取水施設及び連絡水路の操作及び維持管理に関すること。 (2) 分水に関すること。 (3) 旧相模原畑地かんがい用導水施設の維持管理に関すること。 2 電気事業に係る次に掲げる事項に関すること。 (1) 相模ダム、沼本ダム、道志ダム、牧野取水ダム及び本沢ダムの操作及び維持管理に関すること。 (2) 相模発電所、津久井発電所、道志第1発電所、道志第2発電所、道志第3発電所、道志第4発電所、愛川第1発電所、愛川第2発電所、柿生発電所及び城山発電所（以下「相模川水系発電所」という。）の土木施設に関すること。 (3) 相模貯水池及び道志調整池の保全に関すること。 (4) 水源かん養林に関すること。 (5) 水の供給に関すること。 3 相模川水系の水の総合運用に関すること。 4 相模川水系の流量調査に関すること。 5 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。 6 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関すること。 7 出納に関すること。 8 損失補償に関すること。 9 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。 10 事業の調査、資料の整備及び広報に関すること。 11 電気関係諸施設の操作及び維持管理に関すること。 12 警報の伝達等に関すること。 13 相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例（昭和39年神奈川県条例第94号。以下「行為の規制に関する条例」という。）第2条、第4条及び第5条に規定する事務（神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 14 その他庶務及び経理関係事務に関すること。

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 酒匂川水系ダム管理 事務所	足柄上郡山北町神尾田 734	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 酒匂川総合開発事業に係る次に掲げる事項に関する こと。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三保ダムの操作及び維持管理に関する こと。</li> <li>(2) 飯泉取水せきにおける取水量の確保に 関すること。</li> <li>(3) 三保ダム周辺地域の振興の用に供する 施設等の管理に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 電気事業に係る次に掲げる事項に関する こと。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 早川発電所、玄倉第1発電所及び玄倉第2 発電所に関すること（神奈川県企業庁発電 総合制御所の分掌事務に属するものを除く。 ）。</li> <li>(2) 品ノ木取水ダム、玄倉ダム及び熊木ダム の操作及び維持管理に関すること。</li> </ol> </li> <li>3 酒匂川水系及び早川水系の流量調査に 関すること。</li> <li>4 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び 処分に関すること。</li> <li>5 貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備 品の取得、管理及び処分に関すること。</li> <li>6 出納に関すること。</li> <li>7 損失補償に関すること。</li> <li>8 不動産の登記及び登記権利証書の保存に 関すること。</li> <li>9 電気関係諸設備の操作及び維持管理に 関すること。</li> <li>10 事業の調査、資料の整備及び広報に関 すること。</li> <li>11 警報の伝達等に関すること。</li> <li>12 酒匂川本川における飯泉橋橋脚上流端 から東海道本線橋りょう橋脚下流端までの 水域、酒匂川支川河内川における中川橋 上流端の上流300メートルから松ヶ山副 えん堤下流端までの水域、酒匂川支川玄倉 川における新立間えん堤下流端から下流の 水域及び酒匂川支川世附川における世附 川橋上流端の上流270メートルの床止えん 堤上流端から下流の水域における行為の 規制に関する条例第2条、第4条及び第5 条に規定する事務に関すること。</li> <li>13 その他庶務及び経理関係事務に関 すること。</li> </ol>
神奈川県企業庁 相模川発電管理事務所	相模原市緑区谷ヶ原 二丁目7番17号	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相模川水系発電所及び発電総合制御所 に関すること（神奈川県企業庁相模川水系 ダム管理事務所及び神奈川県企業庁発電 総合制御所の分掌事務に属するものを除く。 ）。</li> <li>2 固定資産の取得、貸借、移転、管理及 び処分に関すること。</li> <li>3 貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び 備品の取得、管理及び処分に関すること。</li> <li>4 出納に関すること。</li> <li>5 損失補償に関すること。</li> <li>6 不動産の登記及び登記権利証書の保存 に関すること。</li> <li>7 相模川河水統制事業に係る分水の監視 及び記録に関すること。</li> <li>8 その他庶務及び経理関係事務に関 すること。</li> </ol>

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 発電総合制御所	相模原市緑区川尻 4454番地の3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相模川水系発電所、早川発電所、玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所の発電計画、給電及び運転制御に関すること。</li> <li>2 発電総合制御所及び城山発電所の固定資産、貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の管理に関すること。</li> <li>3 相模川水系発電所、早川発電所、玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所の監視制御装置の管理に関すること。</li> <li>4 その他庶務に関すること。</li> </ol>

#### 4 企業庁の附属機関

名称	所掌事務	設置根拠	委員数	所属
神奈川県営水道事業審議会	水道事業に関する事項について神奈川県公営企業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例（令和3年神奈川県条例第85号）	15人以内	水道部 経営課

### Ⅲ 企業庁予算の概要





## 1 令和5年度公営企業会計当初予算の概要

### 経営計画を着実に推進し、災害への対策と脱炭素化・DX化を加速する

- 水道事業、電気事業の両「経営計画」の最終年度であり、目標の達成に向けた水道管路の更新や、老朽化した相模ダムの「リニューアル事業」など、主要な取組を着実に推進する。
- 大規模地震の発生に備え、水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の台風などによる大規模な水害の教訓と「神奈川県水防災戦略」の見直しを踏まえ、浸水、停電対策の充実など、風水害への備えを強化する。
- 脱炭素社会の実現に向けて、水道施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及促進、地産地消などをさらに進めるとともに、経営基盤の強化に向けたDXの推進など、次期経営計画を見据えた取組を推進する。

### <予算規模（支出）>

(単位 千円、%)

会 計	令和5年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A - B	伸率 A / B
水道事業会計	99,588,518	95,568,313	4,020,205	104.2
電気事業会計	10,862,213	11,075,615	△ 213,402	98.1
公営企業資金等 運用事業会計	8,962,038	10,570,138	△ 1,608,100	84.8
相模川総合開発 共同事業会計	2,664,352	2,634,839	29,513	101.1
酒匂川総合開発 事業会計	1,591,516	1,864,018	△ 272,502	85.4
合 計	123,668,637	121,712,923	1,955,714	101.6

(注1) 「当初予算額」は、収益的支出(損益勘定)及び資本的支出(資本勘定)の予算額を合計したものである。

(注2) 金額は、表示単位未満切捨てのため合計と符合しないことがある(次頁以降同様)。

## 2 当初予算額総括表

(単位 千円)

会計名	勘定区分	収 入 予 算 額	支 出 予 算 額	当年度損益及び 補填財源使用額の状況
水道事業会計	損益	60,831,758	58,021,050	当年度利益剰余金 347,929 (前年度利益剰余金 1,703,475)
	資本	21,122,566	41,567,468	補填財源使用額 20,444,902
	計	81,954,324	99,588,518	
電気事業会計	損益	8,567,331	8,303,342	当年度利益剰余金 129,521 (前年度利益剰余金 53,399)
	資本	704,888	2,558,871	補填財源使用額 1,853,983
	計	9,272,219	10,862,213	
公営企業資金等 運用事業会計	損益	875,311	693,139	当年度利益剰余金 239,206 (前年度利益剰余金 306,996)
	資本	4,442,853	8,268,899	補填財源使用額 3,826,046
	計	5,318,164	8,962,038	
相模川総合開発 共同事業会計	損益	2,393,507	2,393,507	
	資本	270,845	270,845	
	計	2,664,352	2,664,352	
酒匂川総合開発 事業会計	損益	1,552,079	1,552,079	
	資本	39,437	39,437	
	計	1,591,516	1,591,516	
合 計	損益	74,219,986	70,963,117	当年度利益剰余金 716,656 (前年度利益剰余金 2,063,870)
	資本	26,580,589	52,705,520	補填財源使用額 26,124,931
	計	100,800,575	123,668,637	

(注) 「前年度利益剰余金」は、令和4年度当初予算に基づいた数値である。

## IV 企業庁事業の概要



水 道 事 業



# 1 水道事業

## (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める水道事業の経営の目標は、次のとおりである。

### ア 給水地域（12市6町）

相模原市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市（旧橋町）・茅ヶ崎市・逗子市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・綾瀬市・葉山町・寒川町・大磯町・二宮町・箱根町・愛川町

イ 給水人口

290 万人

ウ 1日最大給水量

161 万立方メートル

## (2) 現有施設の概況（令和5年4月1日現在）

### ア 水源

（単位 m<sup>3</sup>/日）

区分	水源	水利権等	
		水量	内訳
自己水源	相模川（寒川）	331,736	創設 107,136
			総合開発 187,000
			高度利用Ⅰ 37,600
	相模川（谷ヶ原）	187,344	創設 7,344
			河水統制 120,000
総合開発 60,000			
湧水等	30,635 (注)	湧水等	箱根 20,700
		表流水等	藤野 2,858
			大山 1,000
計	549,715	津久井 6,077	
企業団水源	酒匂川	406,600	取水地点 小田原市飯泉
	相模川	655,600	取水地点 海老名市社家 313,100
			取水地点 寒川町宮山 342,500
計	1,062,200		
合計	1,611,915		

（注）湧水等の水量は取水能力である。

県営水道の必要水量の大半は、相模川水系の寒川及び谷ヶ原地点からの自己水源と神奈川県内広域水道企業団からの受水でまかなっている。

相模川の源・・・忍野八海▶  
（山梨県南都留郡忍野村）



## イ 浄水施設

県営水道の主要な浄水場は、寒川浄水場と谷ヶ原浄水場であり、ともに相模川水系から表流水を取水し、浄化する施設である。

その他、湧水などを取水している小規模浄水施設等がある。

(単位  $\text{m}^3/\text{日}$ )

名称	所在地	浄水方法	最大供給量 (注)		完成年月
寒川浄水場	高座郡 寒川町宮山	急速ろ過	315,200	第2・3浄水場 315,200	昭和49年3月
谷ヶ原浄水場	相模原市 緑区谷ヶ原	急速ろ過	178,000	146,800	昭和38年12月
		緩速ろ過		31,200	昭和17年2月
その他	相模原市 緑区	急速ろ過	29,460	鳥屋 5,400	
	相模原市 緑区			鎌沢、落合、和田 2,560	
	伊勢原市			長野 500	
	箱根町			大山 1,000	
	箱根町	紫外線		イタリー、品ノ木 7,200	
計			522,660		
企業団受水量			987,900	相模原浄水場 248,900	昭和49年4月
				伊勢原浄水場 186,000	受水開始
				綾瀬浄水場 234,500	平成10年7月
合 計			1,510,560	寒川第3浄水場 318,500	平成13年4月 受水開始

(注) 最大供給量とは、水利権等の水量を考慮した送水可能な水量を示す。



寒川浄水場 ▶



ウ 送 水 施 設	加圧ポンプ所	36か所
	揚水ポンプ所	58か所
	送水管延長	211,108.70メートル (令和5年4月1日現在)
エ 配 水 施 設	配 水 池	110か所 (総有効貯水量 726,502立方メートル)
	配水管延長	9,250,571.21メートル (令和5年4月1日現在)
オ 送 水 量	332,465,134立方メートル (令和4年度)	

### (3) 水道営業所の所管区域等

(単位 戸、人)

名 称	所 管 区 域	給 水 戸 数	給 水 人 口
相模原水道営業所	相模原市（緑区の一部（津久井水道営業所管内を除く。）及び中央区）	192,282	380,310
相模原南水道営業所	相模原市（南区）	144,850	281,746
津久井水道営業所	相模原市（緑区の一部（相模原水道営業所管内を除く。））	29,917	59,036
鎌倉水道営業所	鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山町（上山口の一部及び下山口の一部を除く。）	135,012	259,418
藤沢水道営業所	藤沢市	218,794	443,351
茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市、高座郡寒川町、平塚市の一部（平塚水道営業所管内を除く。）	143,479	293,639
平塚水道営業所	平塚市（土屋の一部及び茅ヶ崎水道営業所管内を除く。）、小田原市の一部、中郡大磯町、二宮町、足柄下郡箱根町の一部	151,686	329,922
厚木水道営業所	厚木市、伊勢原市、愛甲郡愛川町の一部	159,480	336,071
海老名水道営業所	海老名市、綾瀬市	102,737	222,795
大和水道営業所	大和市	125,614	242,701
計		1,403,851	2,848,989

(注) 給水戸数及び給水人口については、令和5年4月1日現在のものである。



## (4) 令和5年度当初予算の概要

## ア 令和5年度水道事業会計当初予算額

(単位 千円)

科目等		年度	令和5年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	増減額 A - B
収 益 的 収 支	収益的収入 a		60,831,758	60,459,578	372,180
	内 訳	水道料金	52,265,334	52,360,878	△ 95,544
		水道利用加入金	1,919,007	1,754,833	164,174
		その他収入	6,647,417	6,343,867	303,550
	収益的支出 b		58,021,050	56,471,358	1,549,692
	内 訳	職員費	6,360,106	6,460,825	△ 100,719
		受水費	15,166,102	15,157,189	8,913
		動力費、薬品費及び修繕費	9,179,997	8,019,841	1,160,156
		減価償却費等	15,212,527	14,942,385	270,142
		支払利息	1,459,588	1,522,160	△ 62,572
その他支出		10,642,730	10,368,958	273,772	
消費税等資本的収支調整額 c		2,462,779	2,284,745	178,034	
当年度利益剰余金又は欠損金 (a - b - c) d		347,929	1,703,475	△ 1,355,546	
資 本 的 収 支	資本的収入 ①		21,122,566	19,346,183	1,776,383
	資本的支出 ②		41,567,468	39,096,955	2,470,513
	内 訳	建設改良事業費等	28,213,314	26,138,297	2,075,017
		元金償還金	13,354,154	12,958,658	395,496
資本的収支差引額 (① - ②)		△ 20,444,902	△ 19,750,772	△ 694,130	

(参考)

資 金 収 支	前年度末資金残高③	10,251,380	14,653,890	△ 4,402,510
	当年度分資金収支④	△ 4,589,966	△ 4,402,510	△ 187,456
	資金残高 (③ + ④)	5,661,414	10,251,380	△ 4,589,966

(注1) 令和4年度当初予算額の「前年度末資金残高」は、令和3年度決算を反映させた額である。

(注2) 「当年度分資金収支」は、当年度利益剰余金・損益勘定留保資金等から資本的収支差引額を差し引いたものである。

## イ 水道料金収入の状況

### (ア) 水道料金収入

年度		令和5年度	令和4年度	増減	前年度対比
区分		当初予算額	当初予算額		
水道料金		52,265,334千円	52,360,878千円	△ 95,544千円	99.8%
使用区分	家事用	35,543,274千円	35,579,629千円	△ 36,355千円	99.9%
	業務用	15,447,843千円	15,524,273千円	△ 76,430千円	99.5%
	浴場用	25,435千円	20,181千円	5,254千円	126.0%
	一時用	253,586千円	262,292千円	△ 8,706千円	96.7%
	分水	995,196千円	974,503千円	20,693千円	102.1%

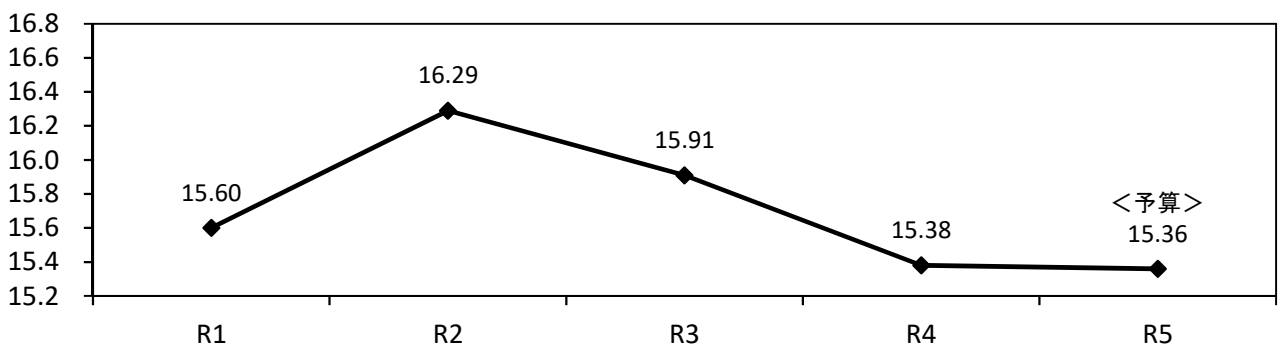
### (イ) 給水量

(単位 m<sup>3</sup>)

年度		令和5年度	令和4年度	増減	前年度対比
区分					
年間総給水量		307,745,876	307,765,927	△ 20,051	100.0%
使用区分	家事用	250,653,649	251,364,211	△ 710,562	99.7%
	業務用	48,329,919	48,881,407	△ 551,488	98.9%
	浴場用	358,053	268,711	89,342	133.2%
	一時用	394,255	404,598	△ 10,343	97.4%
	分水	8,010,000	6,847,000	1,163,000	117.0%

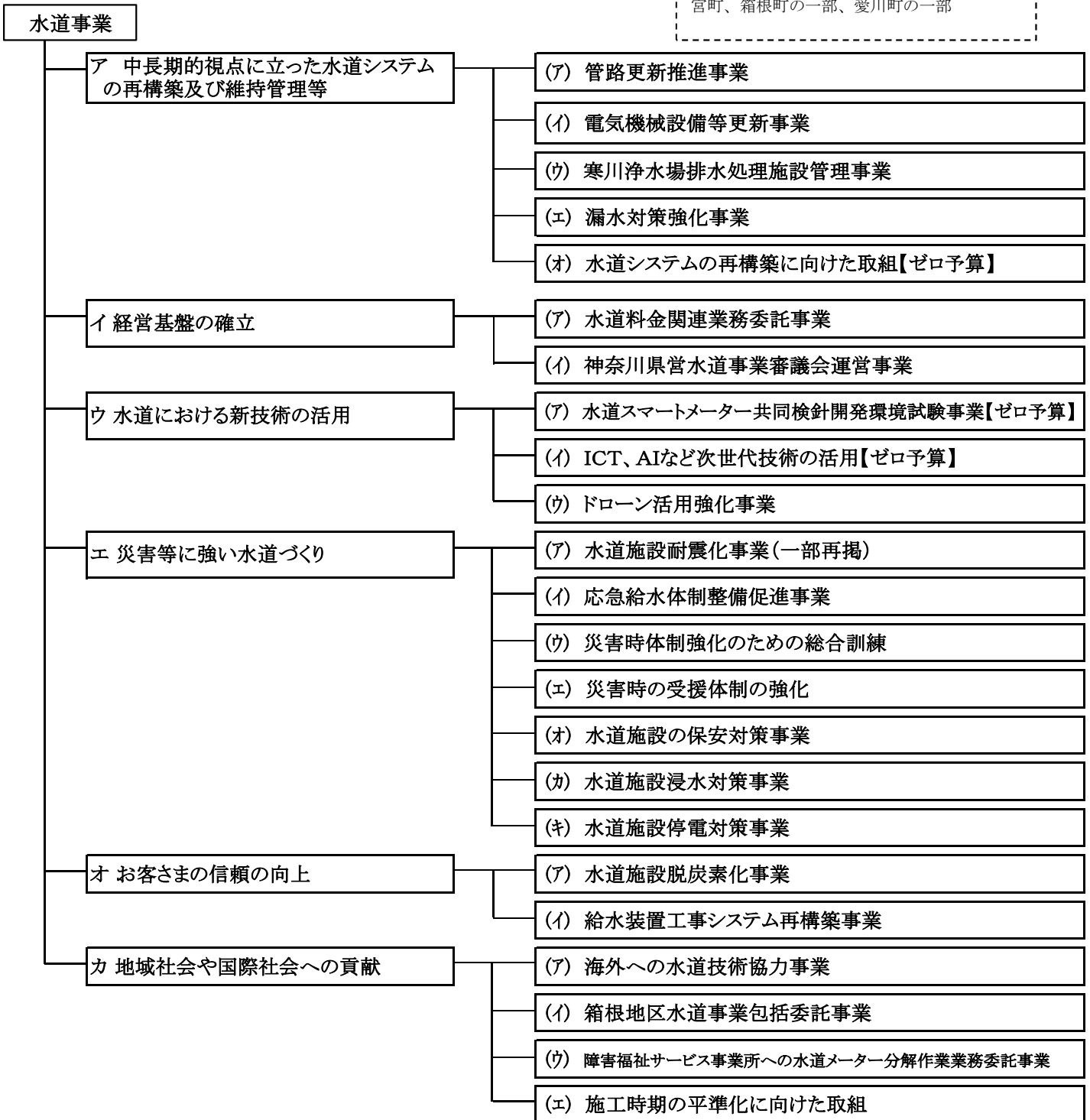
### (参考) 家事用1戸1ヶ月当たりの使用水量の推移

使用水量 (m<sup>3</sup>)



(5) 令和5年度水道事業主要事業体系図

事業の対象区域（給水区域）  
相模原市（一部の地域を除く）、平塚市（一部の地域を除く）、鎌倉市、藤沢市、小田原市の一部、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町（一部の地域を除く）、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町の一部、愛川町の一部



## (6) 主な事業の概要

### ア 中長期的視点に立った水道システムの再構築及び維持管理等

#### (7) 管路更新推進事業

22,019,092千円

断水被害を最小限に抑えるため、災害時に予測される復旧の難易度等を基に優先順位をつけ、基幹管路の更新に重点を置き管路更新を進める。

#### 管路更新と耐震化の関係

水道管路を更新することにより、老朽管を解消すると同時に全て離脱防止機能のついた耐震継手管※（震度7（東日本大震災クラス）への耐震性があるとされている）に更新することから、耐震化も併せて図られる。

なお、新たに布設する水道管は、技術の進歩により近年開発されたもので、100年間以上の使用が可能とされる。

※水道管と水道管をつなぐ「継手」部分が鎖構造になっており、管が伸び縮みしながら揺れを吸収するとともに、突部構造により水道管の抜け出しを防ぐことのできる離脱防止機能付きの水道管である。



耐震継手管

#### (イ) 電気機械設備等更新事業

2,829,353千円

安定給水の確保を図るため、浄水場、配水池、ポンプ所等の老朽化した電気設備などを更新する。

#### (ロ) 寒川浄水場排水処理施設管理事業

704,822千円

浄水場施設の効率的で効果的な事業運営を図るため、寒川浄水場排水処理施設の維持管理及び運営をPFI事業として実施する。

（債務負担行為 20,646,000千円 平成15年度から令和7年度）

#### (ハ) 漏水対策強化事業

234,751千円

漏水事故を未然防止するため、基幹管路や国県道に埋設されている老朽管等の漏水調査を実施する。

#### (ニ) 水道システムの再構築に向けた取組【ゼロ予算】

—

県内5事業者（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団）で、現在11ヶ所ある浄水場を8ヶ所に統廃合するなど、水道システムの再構築に向けた取組を進める。

## イ 経営基盤の確立

### (7) 水道料金関連業務委託事業 1,640,809千円

水道営業所における料金関連業務について、より一層の業務効率化を図るため、メーター検針業務、未納整理業務、窓口収納業務等の料金取扱業務を一括して民間事業者に委託する。

(債務負担行為 2,662,515千円 令和3年度から令和6年度)

(債務負担行為 1,225,407千円 令和4年度から令和7年度)

(債務負担行為 1,363,234千円 令和5年度から令和8年度)

### (4) 神奈川県営水道事業審議会運営事業 3,174千円

神奈川県営水道事業審議会において、県営水道事業の安定経営と円滑な事業推進に関する事項について、調査審議を行う。

## ウ 水道における新技術の活用

### (7) 水道スマートメーター共同検針開発環境試験事業【ゼロ予算】 —

水道スマートメーターの早期導入と電気・水道の共同検針の実現に向けて、無線伝搬調査の次段階として、東京電力パワーグリッド株式会社と共同で、水道メーターから電力メーターまでの検針データを送信する環境の開発に必要な調整を行う。

### (4) ICT、AIなど次世代技術の活用【ゼロ予算】 —

水道事業の効率的な運営と、人口減少の進展等により深刻化する担い手不足への対応に向けて、水道施設へのICTやAIなどの次世代技術の活用について検討する。

### (7) ドローン活用強化事業 1,036千円

効率的な施設点検と災害時における迅速な状況確認を実現するため、ドローンを水管橋など近接して目視が困難な水道施設の点検に活用する。

## エ 災害等に強い水道づくり

### (7) 水道施設耐震化事業（一部再掲）

22,507,538千円

大規模地震の発生に備え、浄水場や配水池等の耐震化を進めるほか、基幹管路や災害協力病院などの重要給水施設への供給管路を耐震継手管に取り替える。

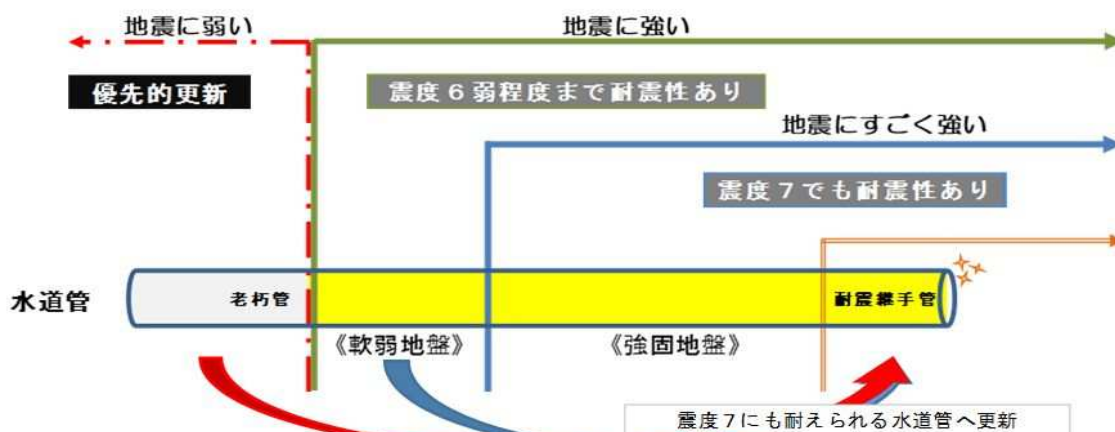
<内訳>

・管路更新推進事業（再掲）	22,019,092千円
・浄水場及び配水池等の耐震化	488,446千円
合 計	22,507,538千円

#### ※地震に強い水道管イメージ図

耐震継手管（抜け出し防止機能を有した管）や折れない材質を使った管で、震度6弱程度までの地震に耐えられるとされている水道管である。

《標準的に使用している鑄鉄管を例として作成》



### (4) 応急給水体制整備促進事業

337,472千円

大規模地震等の災害時における生活用水の確保を図るため、災害用指定配水池の緊急遮断弁設備の更新など応急給水体制の整備を促進する。

### (5) 災害時体制強化のための総合訓練

500千円

大規模な災害発生時における速やかな応急復旧活動の体制強化を図るため、管工事業者と応急復旧工事等に係る合同訓練を行う。

### (1) 災害時の受援体制の強化

500千円

被災時に他の水道事業者からの応援を受け入れ、速やかな応急復旧活動が行える体制を整えるため、「災害時応援事業体用マニュアル」に基づき他の水道事業者と合同で訓練を行うほか、備品等の購入を行う。



(オ) 水道施設の保安対策事業 133,642千円

水道施設の保安対策のため、遠隔監視カメラやセンサー等による機械警備を行うほか、水道施設の巡回点検やテロ対策訓練を実施する。

(カ) 水道施設浸水対策事業 377,190千円

相模川、目久尻川の氾濫で想定される浸水等に対し、寒川浄水場の浸水防止対策を実施する。

(債務負担行為 254,925千円 令和4年度から令和5年度)



寒川浄水場

(キ) 水道施設停電対策事業 144,472千円

揚水ポンプ所等の停電対策強化のため、電源車等から電力の供給を受けることができるポンプ所を拡大するほか、非常用発電設備の設置を行う。

- ・受電設備の更新

(債務負担行為 140,206千円 令和5年度から令和6年度)

- ・非常用発電設備の設置

(債務負担行為 178,233千円 令和4年度から令和5年度)

オ お客様の信頼の向上

(7) 水道施設脱炭素化事業 201,025千円

脱炭素社会の実現に向け、水道施設の脱炭素化をさらに進めるため、浄水場等の設備の高効率化や照明器具のLED化を行う。

(債務負担行為 163,020千円 令和5年度から令和6年度)

**(イ) 給水装置工事システム再構築事業** **18,926千円**

紙による窓口申請のみとなっている給水装置工事申請について、利便性の向上と業務の効率化を図るため、業務全体の見直しを行うとともに、申請手続の電子化に向けた給水装置工事システムの再構築に着手する。

**カ 地域社会や国際社会への貢献**

**(7) 海外への水道技術協力事業** **9,152千円**

企業庁が培ってきた技術力等を活かし、海外の公衆衛生向上に貢献するため、ベトナム・ランソン省と締結した覚書に基づき、水量管理計画立案の指導や研修等を実施し、技術協力を進める。

**(イ) 箱根地区水道事業包括委託事業** **937,776千円**

水道事業における公民連携モデルを普及させるため、中小規模事業者においても活用可能なモデルの確立を目指し、箱根地区において平成26年度から開始した水道事業の包括委託について、現行委託（平成31年度から令和5年度・第2期）に引き続き第3期としての委託を令和6年度から令和15年度まで実施する。

（債務負担行為 5,267,000千円 平成30年度から令和5年度）

（債務負担行為 12,277,635千円 令和5年度から令和15年度）

**(ウ) 障害福祉サービス事業所への水道メーター分解作業業務委託事業** **6,199千円**

障害福祉サービス事業所の受注拡大と障がい者の経済的自立の促進等に寄与するため、処分予定の使用済水道メーターを分解し分別する作業を給水区域内の障害福祉サービス事業所に委託する。

・委託数量 36,000個

**(イ) 施工時期の平準化に向けた取組**

県内中小企業への支援対策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が12ヶ月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為（ショート債務）※を設定する。

※令和5年度設定工事本数42本（令和4年度設定工事本数42本）

（債務負担行為 3,080,362千円 令和5年度から令和6年度）

(参考) 水源から蛇口まで





電 氣 事 業



## 2 電 気 事 業

### (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める電気事業の経営の目標は、次のとおりである。

#### ア 発電業務

##### (7) 発電所

相模、津久井、道志第1、道志第2、道志第3、道志第4、愛川第1、愛川第2、早戸川、早川、玄倉第1、玄倉第2、柿生及び城山の各水力発電所並びに谷ヶ原及び愛川の各太陽光発電所

(イ) 最大出力 357,857キロワット

(ロ) 供給電力量の基準 781,705,000キロワットアワー

イ 水の供給業務 毎秒最大12.49立方メートル

### (2) 現有施設の概況（令和5年4月1日現在）

#### ア 発電所

(単位 kW)

発電所名	最大出力	発電機数 台数	発電所型式	所在地
相模	31,000	2	ダム式	相模原市緑区若柳
津久井	25,000	2	1号ダム水路式 2号水路式	〃 緑区谷ヶ原
道志第1	10,500	1	ダム水路式	〃 緑区牧野
道志第2	1,050	1	〃	〃 〃
道志第3	1,000	1	水路式	〃 〃
道志第4	59	2	〃	〃 〃
愛川第1	24,200	1	ダム式	愛甲郡愛川町半原
愛川第2	1,200	1	〃	〃 〃
早戸川	72	1	水路式	相模原市緑区鳥屋
早川	2,900	1	〃	足柄下郡箱根町宮城野
玄倉第1	4,400	1	〃	足柄上郡山北町玄倉
玄倉第2	2,900	1	〃	〃 〃
柿生	680	1	〃	川崎市麻生区黒川
城山	250,000	4	日調整純揚水式※	相模原市緑区川尻
谷ヶ原太陽光	1,000	-	太陽光	〃 緑区谷ヶ原
愛川太陽光	1,896	-	太陽光	愛甲郡愛川町半原
計	357,857	20		

※城山発電所の概要については、32ページを参照

## イ 水の供給施設

ダム	名称	相模ダム	沼本ダム
	型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	堤高	58.4 m	34.5 m
	堤頂長	196.0 m	126.0 m
	堤体積	174,000 m <sup>3</sup>	52,356 m <sup>3</sup>
貯水池	名称	相模貯水池	沼本調整池
	湛水面積	3.26 km <sup>2</sup>	0.347 km <sup>2</sup>
	総貯水量	63,200,000 m <sup>3</sup>	2,330,000 m <sup>3</sup>
	有効貯水量	48,200,000 m <sup>3</sup>	1,534,000 m <sup>3</sup>
	有効水深	22.0 m	5.8 m
	満水位	標高 167.0 m	標高 121.0 m

### (参考) 水の供給先の内訳

(単位 m<sup>3</sup>)

事業者名	毎秒最大水量	備考
神奈川県	1.39	上水道用水
横浜市	5.55	上水道及び工業用水道用水
川崎市	5.55	〃
計	12.49	

相模ダムと相模発電所

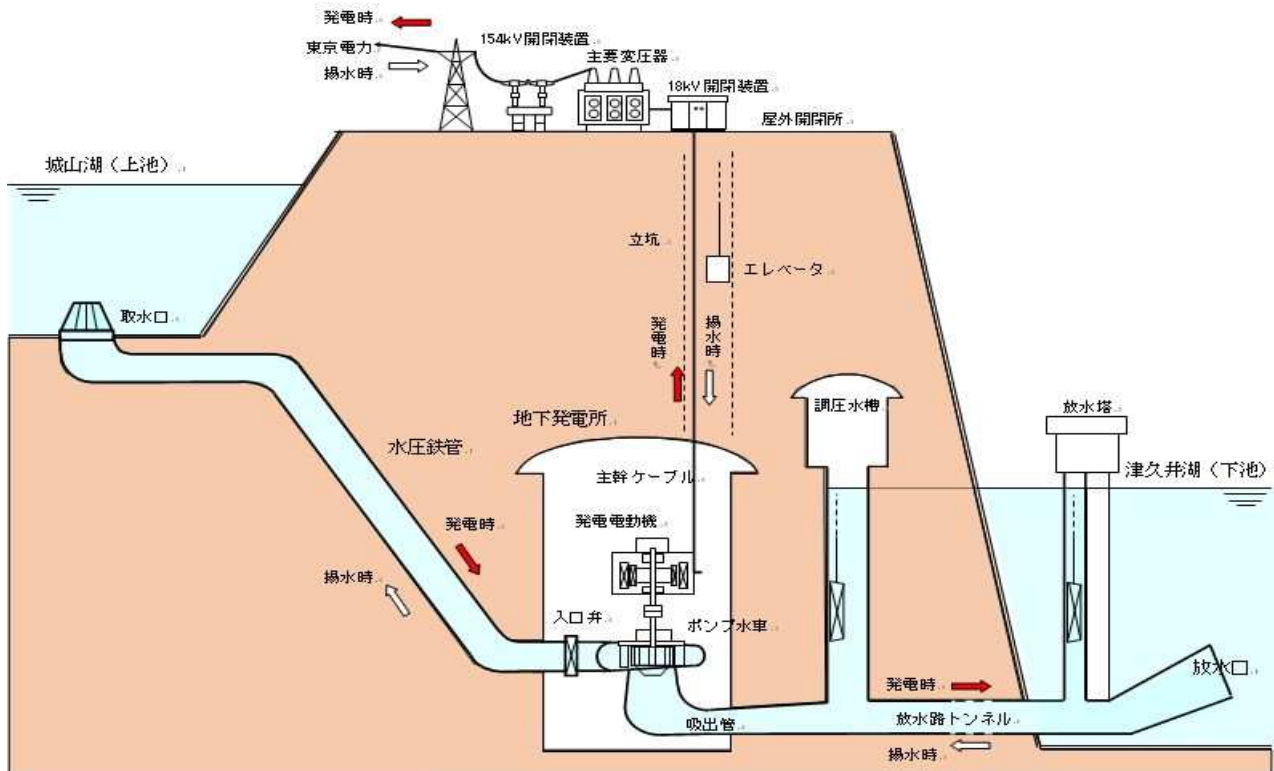


城山発電所





## 城山発電所の概要



城山発電所は、わが国初の大規模な日調整純揚水式発電所です。この発電所は、電力需要の少ない時間帯や、太陽光発電等で発電した再生可能エネルギーなどの電力供給が需要を上回る際の余剰電力を利用して、下池である津久井湖の水を上池である城山湖にくみ揚げておき、電力需給ひっ迫時などの需要が多い時間帯にはその水を使って発電します。

このように電力需要のバランスをとる調整力の役割を担う発電所として、電力供給の安定に大きく貢献しています。

(3) 令和5年度当初予算の概要

ア 令和5年度電気事業会計当初予算額

(単位 千円)

科目等		年度	令和5年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	増減額 A - B
収益的 収支	収益的収入 a		8,567,331	8,032,578	534,753
	内訳	水力発電料金収入	5,914,472	5,675,003	239,469
		太陽光発電料金収入	120,276	121,491	△ 1,215
		その他収入	2,532,583	2,236,084	296,499
	収益的支出 b		8,303,342	7,756,901	546,441
	内訳	職員費	1,671,084	1,700,112	△ 29,028
		修繕費、委託費	2,952,270	2,548,087	404,183
減価償却費等		1,508,170	1,659,317	△ 151,147	
支払利息		24,286	40,385	△ 16,099	
その他支出		2,147,532	1,809,000	338,532	
消費税等資本的収支調整額 c		134,468	222,278	△ 87,810	
当年度利益剰余金又は欠損金 (a - b - c) d		129,521	53,399	76,122	
資本的 収支	資本的収入 ①		704,888	296,966	407,922
	資本的支出 ②		2,558,871	3,318,714	△ 759,843
	内訳	建設改良事業費等	2,118,171	2,727,486	△ 609,315
		元金償還金	440,700	591,228	△ 150,528
資本的収支差引額(① - ②)		△ 1,853,983	△ 3,021,748	1,167,765	

(参考)

資金 収支	前年度末資金残高③	16,320,785	17,524,800	△ 1,204,015
	当年度分資金収支④	△ 88,900	△ 1,204,015	1,115,115
	資金残高(③ + ④)	16,231,885	16,320,785	△ 88,900

(注1) 令和4年度当初予算額の「前年度末資金残高」は、令和3年度決算を反映させた額である。

(注2) 「当年度分資金収支」は、当年度利益剰余金・損益勘定留保資金等から資本的収支差引額を差し引いたものである。

イ 電力料金収入の状況

(7) 水力発電による収入

(単位 千円)

項目 \ 年度	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	増減額	前年度対比
電力料金収入	5,914,472	5,675,003	239,469	104.2%

(単位 kWh)

項目 \ 年度	令和5年度	令和4年度	増減	前年度対比
年間目標供給電力量	734,755,990	717,542,990	17,213,000	102.4%

(イ) 太陽光発電による収入

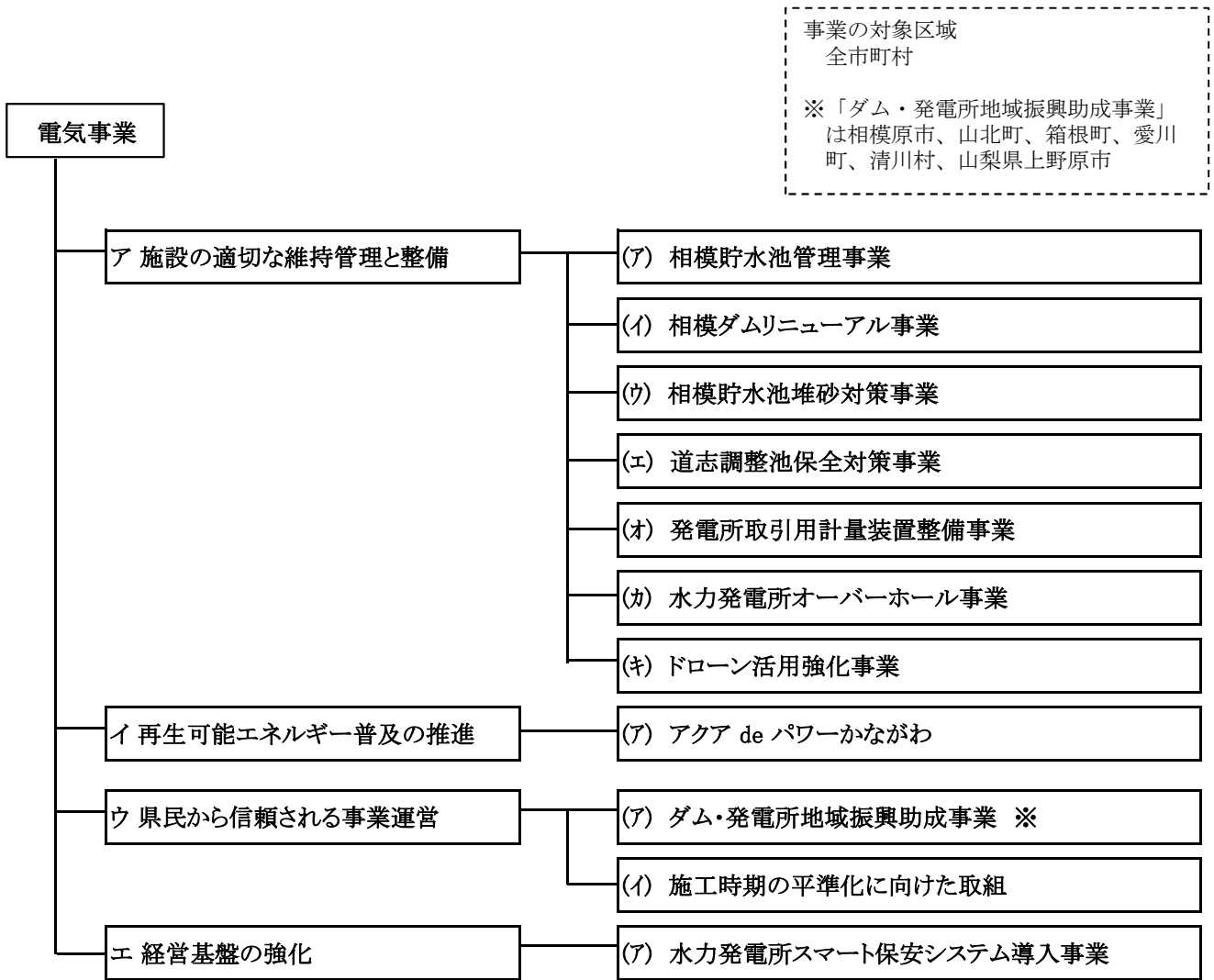
(単位 千円)

項目 \ 年度	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	増減額	前年度対比
電力料金収入	120,276	121,491	△ 1,215	99.0%

(単位 kWh)

項目 \ 年度	令和5年度	令和4年度	増減	前年度対比
年間目標供給電力量	2,831,282	2,859,882	△ 28,600	99.0%

(4) 令和5年度電気事業主要事業体系図



## (5) 主な事業の概要

### ア 施設の適切な維持管理と整備

#### (7) 相模貯水池管理事業 792,627千円

発電用水及び水道水の安定供給を図るため、相模ダム・沼本ダム諸設備の整備等を行う。

#### (イ) 相模ダムリニューアル事業 345,029千円

相模ダムは、昭和22年の完成以来70年以上が経過し、経年劣化により大規模な施設の更新が必要となっていることから、水理模型実験により確立した安心・確実な工法に基づき、「相模ダムリニューアル事業」を着実に実施する。

(債務負担行為 239,184千円 令和4年度から令和5年度)

相模ダムと貯水池



#### (ウ) 相模貯水池堆砂対策事業 2,375,560千円

相模貯水池の上流域の災害防止と有効貯水容量の維持を図るため、相模貯水池堆砂対策事業計画に基づき堆積土砂の除去等を行う。

- ・堆積土砂しゅんせつ工事 15万 $m^3$

#### (エ) 道志調整池保全対策事業 276,789千円

道志調整池の上流域の災害防止と発電使用水量の確保を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

#### (オ) 発電所取引用計量装置整備事業 743千円

電力システム改革第2段階（小売及び発電の全面自由化）に対応するため、30分単位で発電電力量が計測できる計量装置（電力量計等）の整備を行う。

#### (カ) 水力発電所オーバーホール事業 434,170千円

電力の安定供給を図るため、相模発電所発電機の大規模な修繕（オーバーホール）を行う。

- ・相模発電所オーバーホール

(債務負担行為 434,170千円 令和4年度から令和5年度)

(キ) ドローン活用強化事業

848千円

効率的な施設点検と災害時における迅速な状況確認を実現するため、ドローンをダム施設などの点検に活用する。

イ 再生可能エネルギー普及の推進

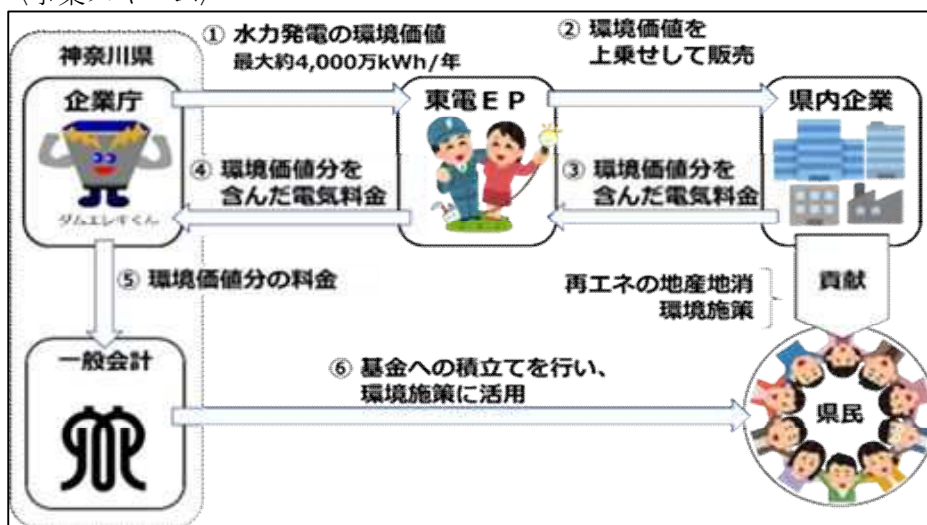
(7) アクアdeパワーかながわ

36,995千円(収入)

33,633千円(支出)

県と企業庁、東京電力エナジーパートナー株式会社が協働し、企業庁の水力発電所で発電した電気の環境価値を活用して、再生可能エネルギーの地産地消及び県内企業の二酸化炭素排出量の削減並びに県の環境施策を推進する。

〈事業スキーム〉



ウ 県民から信頼される事業運営

(7) ダム・発電所地域振興助成事業

18,000千円

県営電気事業に対する理解・協力と地域振興に資するため、発電所等所在市町村が実施するダム・発電所を活用した事業に対して助成を行う。

(イ) 施工時期の平準化に向けた取組

県内中小企業への支援対策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が12ヶ月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為(ショート債務)<sup>※</sup>を設定する。

※令和5年度設定工事本数3本(令和4年度設定工事本数5本)

(債務負担行為 61,105千円 令和5年度から令和6年度)

## エ 経営基盤の強化

### (7) 水力発電所スマート保安システム導入事業 67,918千円

水力発電所の効率的な保守管理の実現と停止時間の短縮を目的に、設備の状態信号や計測値などのデータを遠隔で収集・解析が可能となるスマート保安システムの導入を、令和3年度に試行的に導入を行った結果を踏まえ、計画的に進める。

(債務負担行為 104,625千円 令和5年度から令和6年度)





公 營 企 業 資 金 等 運 用 事 業



### 3 公営企業資金等運用事業

#### (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める公営企業資金等運用事業の経営の目標は、次のとおりである。

- ア 神奈川県の一般会計又は他の特別会計に対する長期貸付け
- イ 相模川総合開発共同事業に伴い横浜市、川崎市及び横須賀市が負担する建設資金に対する貸付け
- ウ 相模貯水池の有効貯水容量の回復等を図るための同貯水池の建設改良事業に係る横浜市、川崎市及び横須賀市の負担金に対する貸付け
- エ 相模貯水池及び城山貯水池の水質保全に寄与する農業集落排水処理施設の整備事業に係る相模原市の負担金その他の資金に対する貸付け
- オ 国債、公営企業債等の証券の所有及び処分
- カ 地域振興のための駐車場、スポーツ施設等の用に供する土地、建物等の取得、管理及び処分
- キ カに規定する資産以外の土地、建物等の取得、管理及び処分
- ク 神奈川県公営企業の開発調査

(2) 地域振興施設の概況（令和5年4月1日現在）

地域振興施設は、企業庁の自主事業として整備したものと、市町の要請により整備し、当該市町に有償譲渡したものがあり、ともに効率的な運営管理を図りつつ地域の振興に貢献しています。

ア 企業庁自主事業

施設名	所在地	概要	完成年度
中沢テニスコート	相模原市	全天候型テニスコート4面 更衣棟1棟	昭和54
平塚配水池レクリエーション広場野球場	平塚市	軟式野球場1面 駐車場等	昭和56
プロミティふちのベビル	相模原市	鉄骨及び鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建 延床面積 10,665.28m <sup>2</sup>	平成2

イ 市町村要請事業

施設名	所在地	概要	完成年度
新大山駐車場	伊勢原市	収容台数 90台 料金所 便所等	昭和55
平塚市紅谷町立体駐車場	平塚市	鉄骨鉄筋コンクリート造6階建 収容台数 372台 自転車 265台	昭和56
名倉グラウンド	相模原市	グラウンド 24,450m <sup>2</sup> 駐車場 36台収容 その他付帯施設	昭和58
寒川浄水場いこいの広場プール施設	寒川町	50mプール 25mプール 子供プール スライダー付プール	昭和59
緑の休暇村テニスコート施設	相模原市	全天候型テニスコート3面 更衣棟 宿泊棟 休憩棟 駐車場	昭和60
こだまプール	相模原市	50mプール 子供プール スライダープール	昭和61
湯河原町スポーツセンター	湯河原町	鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 3,430.93m <sup>2</sup>	昭和63
大山駐車場周辺自動車等折り返し広場	伊勢原市	鉄筋コンクリート造 中空式 1,610m <sup>2</sup>	平成3
座間市ふれあい会館	座間市	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1,454.79m <sup>2</sup>	平成6
座間市民健康センター	座間市	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 2,094.30m <sup>2</sup>	平成8
小田原市栄町駐車場	小田原市	鉄骨造 19層 2棟 収容台数 460台	平成9
寒川総合図書館・寒川文書館	寒川町	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階 地下1階 延床面積 4,707.14m <sup>2</sup>	平成18
海老名市食の創造館	海老名市	鉄骨造 2階建 延床面積 3,484.21m <sup>2</sup>	平成24
開成町あじさい公園発電所	開成町	開放型らせん水車 最大出力 2.2kW	平成26
寒川町営プール	寒川町	管理棟、器具庫棟、25mプール、幼児プール等	令和3
山北町洒水の滝遊歩道等施設	山北町	組立遊歩道、落石防護柵、法面保護網、 上屋付駐車場	令和3
寒川町営さむかわテニスコート	寒川町	テニスコート4面、観覧スペース、フェンス、日除け、ベンチ	令和4

(3) 令和5年度当初予算の概要

令和5年度公営企業資金等運用事業会計当初予算額

(単位 千円)

勘定区分	令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	増減額	区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	
損益	収入	875,311	1,394,979	△519,668	当 年 度 利 益 剰 余 金	239,206	306,996	△67,790
	支出	693,139	1,051,490	△358,351				
資本	収入	4,442,853	4,885,875	△443,022	補 填 財 源 使 用 額	3,826,046	4,632,773	△806,727
	支出	8,268,899	9,518,648	△1,249,749				
計	収入	5,318,164	6,280,854	△962,690				
	支出	8,962,038	10,570,138	△1,608,100				

(4) 主な事業の概要

事業の対象区域  
全市町村  
※「地域振興施設等整備事業」は横浜市、川崎市及び  
相模原市の一部は対象外

ア 資金・資産の効果的な活用

(7) 水道事業会計への長期貸付金

8,000,000千円

(単位 千円)

区分	貸付総額	令和4年度末 貸付残高	令和5年度		令和5年度末 貸付残高
			貸付額	償還額	
水道事業会計	78,500,000	52,035,883	8,000,000	3,660,747	56,375,136
相模原市	208,660	33,011	-	9,874	23,136
計	78,708,660	52,068,895	8,000,000	3,670,621	56,398,273

(注)「令和4年度末貸付残高」は、令和4年度当初予算に基づいた数値である。

イ 情報収集・情報発信の強化

(7) LINEによる情報発信

7,073千円

コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、突発断水等に関する情報やダム放流情報などを効果的に発信する。



# 相模川総合開発共同事業





## 4 相模川総合開発共同事業

### (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める相模川総合開発共同事業の経営の目標は、次のとおりである。

#### ア 神奈川県と横浜市、川崎市及び横須賀市とが共有する次に掲げるものの管理

(ア) 城山ダム及びこれに付帯する施設

(イ) 寒川取水施設

#### イ 神奈川県と横浜市及び横須賀市とが共有する寒川取水施設の管理

#### ウ 取水量

(ア) アに係るもの（相模川総合開発共同事業）

毎秒最大15立方メートル（日量1,296,000立方メートル）

(イ) イに係るもの（相模川高度利用事業）

毎秒最大1立方メートル（日量86,400立方メートル）

(参考) 取水量の内訳

#### アに係るもの（相模川総合開発共同事業）

(単位  $m^3$ )

事業者名	毎秒最大水量	備 考
神奈川県	2.86	上水道用水
横浜市	5.66	上水道及び工業用水道用水
川崎市	4.78	〃
横須賀市	1.70	上水道用水
計	15.00	

#### イに係るもの（相模川高度利用事業）

(単位  $m^3$ )

事業者名	毎秒最大水量	備 考
神奈川県	0.435	上水道用水
横浜市	0.483	〃
横須賀市	0.082	〃
計	1.000	

(2) 現有施設の概況（令和5年4月1日現在）

ア 城山ダム	型	式	重力式コンクリートダム				
	堤	高	75メートル				
	堤	頂	長	260メートル			
	堤	体	積	362,000立方メートル			
イ 津久井湖 (城山貯水池)	湛	水	面	積	2.47平方キロメートル		
	総	貯	水	量	62,300,000立方メートル		
	有	効	貯	水	量	54,700,000立方メートル	
	有	効	水	深	29メートル		
	満	水	位	標高124メートル			
ウ 連絡水路 (城山ダム ー津久井分水池)	長	さ	913.4メートル				
	内	径	3.8メートル				
エ 串川取水施設	堰	の	長	さ	34メートル		
	堰	の	高	さ	7メートル		
	導	水	路	の	長	さ	1,970メートル
オ 寒川取水施設	堰	の	長	さ	270メートル		
	堰	の	高	さ	6メートル		
	導	水	路	の	長	さ	308.80メートル（総合開発）
						292.75メートル（高度利用）	
	沈	砂	池	の	大	き	さ
							8,000立方メートル 2池（高度利用）



▲ 城山ダムと貯水池

(3) 令和5年度当初予算の概要

令和5年度相模川総合開発共同事業会計当初予算額

(単位 千円)

勘定区分		令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	増減額	
損益	収入	2,393,507	2,169,520	223,987	
	支出	2,393,507	2,169,520	223,987	
資本	収入	270,845	465,319	△	194,474
	支出	270,845	465,319	△	194,474
計	収入	2,664,352	2,634,839	29,513	
	支出	2,664,352	2,634,839	29,513	

(4) 主な事業の概要

事業の対象区域（事業者）  
神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市

ア 貯水池等の管理

(7) 城山ダム施設管理事業

1,942,961千円

城山ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設及び城山貯水池（津久井湖）の維持管理等保全対策を行う。

- ・放流警報設備更新工事

(債務負担行為 44,880千円 令和5年度から令和6年度)

- ・地震観測装置更新工事

(債務負担行為 10,617千円 令和5年度から令和6年度)

- ・受変電設備更新工事

(債務負担行為 387,976千円 令和5年度から令和7年度)



◀ 城山ダム



# 酒 匂 川 総 合 開 発 事 業



## 5 酒匂川総合開発事業

### (1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める酒匂川総合開発事業の経営の目標は、次のとおりである。

#### ア 神奈川県と神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社とが共有する三保ダムの管理

##### イ 取水量

毎秒最大20.95立方メートル（日量1,809,500立方メートル）

### (2) 現有施設の概況（令和5年4月1日現在）

ア 三保ダム	型 式	土質しゃ水壁型ロックフィルダム
	堤 高	95メートル
	堤 頂 長	587.7メートル
	堤 体 積	5,816,000立方メートル
イ 丹 沢 湖	湛 水 面 積	2.18平方キロメートル
	総 貯 水 量	64,900,000立方メートル
	有 効 貯 水 量	54,500,000立方メートル
	有 効 水 深	39.2メートル
	満 水 位	標高321.5メートル



▲ 三保ダム洪水吐放流

(3) 令和5年度当初予算の概要

令和5年度酒匂川総合開発事業会計当初予算額

(単位 千円)

勘定区分		令和5年度 当初予算額	令和4年度 当初予算額	増減額	
損益	収入	1,552,079	1,820,271	△	268,192
	支出	1,552,079	1,820,271	△	268,192
資本	収入	39,437	43,747	△	4,310
	支出	39,437	43,747	△	4,310
計	収入	1,591,516	1,864,018	△	272,502
	支出	1,591,516	1,864,018	△	272,502

(4) 主な事業の概要

事業の対象区域（事業者）  
神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社

ア 貯水池等の管理

(ア) 三保ダム施設管理事業 753,416千円

三保ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設の維持管理等保全対策を行う。

- ・受変電設備修理工事

(債務負担行為 9,317千円 令和5年度から令和6年度)

(イ) 貯水池等保全対策事業 795,281千円

三保貯水池（丹沢湖）の保全を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

- ・玄倉川堆砂対策工事

(債務負担行為 152,708千円 令和5年度から令和6年度)



◀ 三保ダムと貯水池





発行 神奈川県企業庁企業局財務部財務課  
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 045-210-1111 (代表)